

「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 2月 6日

坂 城 町 長

坂城町条例第 1号

坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月17日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第2条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。